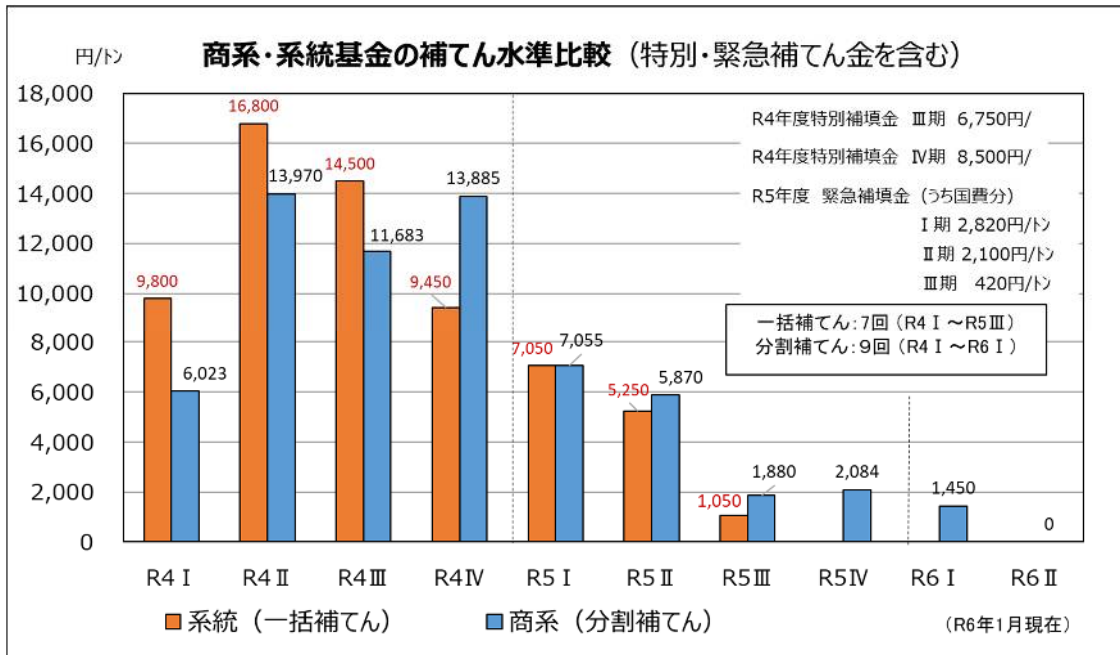


# 補てん金の「分割支払い」について

飼料原料価格の高騰に対応した補てんにつきましては、借り入れによる補てん支払を行わざるを得ませんでした。しかしながら、多額の借入金と返済の長期化は好ましいことではありません。このため、全日基は、令和5年度についても通常補てん金を分割して交付することとし、これにより借入金を極力圧縮して生産者の皆様の負担を軽減していくこととしております。

(図1)



(注)令和5年9月以降に全日基に移動した加入者の分割補てん単価は上記単価と異なります。

- ① 令和5年度第3四半期の分割補てん単価は1,880円/トとなりました。  
 系統基金の一括補てん単価(1,050円/ト)を830円/ト上回っています。  
 これは、分割単価に、令和5年度第1及び第2四半期の分割交付残が加算されることで結果的に一括補てん単価を上回る額となっています。
- ② 第3四半期以降は商系基金のみの補てんとなります。  
 R5年度以降については、一括補てんでは3回補てんされますが、分割補てんでは5回の補てんとなる見込みです。  
 なお、商系基金のみR6年5月に2,084円/ト、同8月に1,450円/トの分割交付がなされます。
- ③ 分割補てんにより借入金の額が約3割圧縮されました。  
 一括でも分割でも借り入れによる補てんは避けられませんが、分割払いにより借入金の額を一括の場合に比べ圧縮することができます。令和4~5年度の補てんによる借入金については、一括補てんによる借入見込額(試算値)に比べ約3割削減することができました。このことは、生産者等による返済負担の軽減につながります。